

修繕設計書							
年 度	令和 8 年 度						
修 繕 場 所	明石市藤江 9 2 4-8 明石市消防局			修 繕 方 法 及 修 繕 期 限	請 負		
					契約締結の翌日より		
					令和 8 年 9 月 30 日 まで		
修 繕 名 称	明石市消防局庁舎自家発始動用蓄電池取替修繕			支 払 い 方 法	前払金	無	
					部分払	無	
修 繕 概 要	1 自家発始動用蓄電池取替 1 式						
設 計 金 額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

[illegible][illegible]

直接工事費

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
制御弁式据置鉛蓄電池	エナジーウィズ製（参考型式） 型式：MSE150×12セル （DC24V，150Ah/10HR）	1	組			
蓄電池搬入据付調整費		1	式			
既設蓄電池搬出撤去費		1	式			
既設蓄電池処分費		1	式			
雑材及び消耗品費		1	式			
車両及び交通費		1	式			
合 計		1	式			

明石市消防局庁舎自家発始動用蓄電池取替修繕特記仕様書

1 目的

非常用自家発電設備の適正な機能の維持及び、安全の確保を図るため、消防局庁舎屋上に設置されている非常用自家発電設備エンジン始動用鉛蓄電池を更新し既設を撤去するものである。

2 修繕場所

明石市藤江 9 2 4 - 8

明石市消防局庁舎屋上(非常用自家発電設備)

3 修繕期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで

4 修繕内容

(1) 制御弁式据置鉛蓄電池の更新

MSE150×12 セル (DC24V、150Ah/10HR)・・・1 組

※ 取替蓄電池等については、次の条件を満たす場合は同等品でも可とするが、事前に仕様書で示す条件を満たしていることを確認できる書類を提出し、委託者の了承を得ることとする。

ア 性能が同等以上であること。

イ 大幅な既存設備の改修を行わないで交換できる型式および部品であること。

(2) 蓄電池搬入据付調整 1 式

(3) 既設蓄電池搬出撤去 1 式

(4) 既設蓄電池処分 1 式

5 作業内容

- (1) 蓄電池取替前に発電機試運転を実施
- (2) 蓄電池の取替を実施
- (3) 蓄電池電圧及び内部抵抗測定
- (4) 蓄電池取替後に発電機試運転を実施
- (5) 蓄電池取替後保護回路動作試験（重故障 1 回路）を実施
- (6) 充電器点検確認実施

6 参考既設仕様

発電設備：株式会社 東京電機

発電機	メーカー	株式会社 東京電機		
	型式	H S - Z K		
	電圧	2 2 0 V	周波数	6 0 Hz
	容量	3 0 0 kVA	回転数	1 8 0 0 RPM
	製造番号	R 0 4 4 4 G - 1		
	製造年月	2 0 0 2 年 9 月		

機関	メーカー	株式会社 小松製作所		
	型式	S A 6 D 1 2 5		
	機関番号	8 9 6 8 4		
	出力	2 8 4 kW	回転数	1 8 0 0 RPM
制御盤	メーカー	株式会社 東京電機		
	操作電源	DC 2 4 V	P 3 0 - 2 4 5 A	
	製造番号	R 0 4 4 4 P - 1		
	製造年月	2 0 0 2 年 9 月		
整流器	メーカー	株式会社 東京電機		
	型式	D C C - 2 4 5 M		
	製造番号	No. R 0 4 4 4 D - 1		
	製造年月	2 0 0 2 年 9 月		
蓄電池	メーカー	日立化成株式会社		
	型式	M S E 1 5 0 × 1 2 セル		
	製造番号	R G - 2 1 0		
	製造年月	2 0 1 8 年 7 月		

7 一般事項

- (1) 本修繕は、本特記仕様書によるほか、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編：令和 7 年版）及び関係諸規則によるものとする。
- (2) 現場においては、現場代理人が責任者となって関係法令に従い安全・衛生に関する管理をおこなうこと。また、常に整理整頓をおこなうこと。
- (3) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所にある設備を使用できるものとする。
- (4) 作業日は、土、日曜日、祝祭日は休工とし、作業時間は 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。時間外及び休日作業を行う時は、事前に書面で提出し消防局職員の承諾を得ること。
- (5) 修繕の実施にあたっては、既存施設又は他の物品等に損害を及ぼさないよう十分注意し、必要となる養生を適切に行うこと。万一他の施設・設備等に損傷等を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- (6) 必要に応じて設置工程写真及び完成写真を撮影し、現像・整理の上、消防局へ提出すること。なお、撮影・整理方法等の詳細については、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準ずることとする。
- (7) 発生材については、関連する法令等を遵守するとともに、受注者の責任において適切に処分すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義については、双方協議のうえ決定するものとする。

修繕共通仕様書

第1章 総 則

1 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

2 費用の負担

- (1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

3 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

4 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

① 着工届	1 部	A 4 版
② 工程表	3 部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
③ 業務責任者届	1 部	A 4 版
④ 経歴書・資格者の写し	1 部	A 4 版
⑤ 修繕費内訳書	1 部	A 4 版
⑥ 施工計画書	1 部	A 4 版
⑦ 有資格一覧表（免許の写しを含む）	1 部	A 4 版
⑧ 完成届	1 部	A 4 版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

5 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

6 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

7 品質

- (1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用する設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務をもって対処すること。

8 検査

- (1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。
- (2) 受注者は、各工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。
- (4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

9 関係官公庁との協議

- (1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10 証明書の交付

- (1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11 疑義の解釈

- (1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

第2章 図書の提出

1 提出書類

- (1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でない
と認めた場合はこのかぎりでない。
 - ① 承認図 3部 サイズについては消防局係員と協議のこと。
 - ② 修繕日報 1部 A4版
 - ③ 主要資材メーカーリスト及び材料試験表 1部 A4版
 - ④ 緊急連絡網 1部 A4版
 - ⑤ 完成図書 2部 A4版
 - ⑥ 修繕写真（カラーコピー） 1部
 - ⑦ 各保証書 2部（完成図書に収納（1部コピーでも可））
 - ⑧ 各仕様書・カタログ・取扱説明書 2部 A4版
 - ⑨ 納品書 2部（完成図書に収納（1部コピー））

第3章 一般事項

1 施工管理

- (1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。
- (2) 既設撤去物については、消防局係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

2 損傷部補修

- (1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

3 災害事故防止

- (1) 修繕箇所は消防局内であるため、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。
- (2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

4 廃棄物処理

- (1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に關しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。
- (4) 廃棄物の処分に關し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 保証期間

- (1) 保証期間は、完成後1年間とする。

6 その他

- (1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
- (2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。
- (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- (4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則下記のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

背表紙	表紙
令和□□年度	令和□□年度
○	
○	
修	△△修繕 完成図書
繕	
完	
成	
図	
書	
受注者名	受注者名

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。